

## 多治見市タジコン創業者フォローアップ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多治見市補助金等交付規則（平成8年規則第14号）第20条の規定に基づき、タジコン創業者フォローアップ補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金は、たじみビジネスプランコンテストに応募したプランに基づき市内で創業又は出店した事業（以下単に「事業」という。）を営む者に対して、当該事業のさらなる発展を支援することにより、地域経済の活性化に資することを目的として交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) たじみビジネスプランコンテスト 多治見市が主催するビジネスプランコンテストをいう。

(2) タジコンサポート隊 たじみビジネスプランコンテストの主催者及び共催者で構成されるたじみビジネスプランコンテストの応募者への支援体制をいう。

(3) タジコン実行委員会 たじみビジネスプランコンテストの主催者及び共催者で構成されるたじみビジネスプランコンテストの運営組織をいう。

(対象者)

第3条 補助の対象となる者は、事業を継続する意思があり、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) たじみビジネスプランコンテストの第5回の応募者

(2) 事業の開始から1年以上当該事業を継続している者

(3) 前2号のほか、市長が地域経済又は中心市街地の活性化に寄与していると認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

(1) 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料又は農業集落排水処理施設使用料を滞納している者（市長に対し分納の誓約をし、かつ、誠実に履行していると市長が認める者を除く。）

(2) 多治見市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等

(3) その他第1条第2項に規定する目的に照らし市長が不相当と認める者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に定める経費とする。ただし、人件費、家賃等の固定的経費は補助の対象としない。

(1) 事業所の拡大又は改装に係る経費

(2) 商品の開発、生産又は販売促進に係る経費

(3) サービスの開発、導入又は提供促進に係る経費

(4) その他市長が事業の発展に資すると認める経費

(補助額等)

第5条 補助額は、前条各号に規定する補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、その上限は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 100万円

(2) 多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例（平成4年条例第43号）第19条第3項に規定する起業支援ルームの使用者（過去に使用したことがある者を含む。） 50万円

- 2 前項の規定にかかわらず補助金対象経費に対する国、県からの補助金その他の収入金があるときは、当該補助対象経費の合計額から当該収入金の額を控除するものとする。
- 3 補助金の交付総額は、予算で定める額以下とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前、かつ令和7年7月31日前までに、タジコン創業者フォローアップ補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（収支計画書及び経費明細書を含む。）
  - (2) 補助対象経費が分かる資料（見積書等）
  - (3) 誓約書
  - (4) 同意書
  - (5) 直近の財務状況が分かる資料（貸借対照表、損益計算書等）
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第1号の事業計画書は、タジコンサポート隊の支援を受けて策定するものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付申請を受けたときは、補助金の交付の可否及び交付額について、タジコン実行委員会に審査を依頼し、その協議結果を考慮した上で補助金の交付の可否及び交付額を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否及び交付額を決定したときは、タジコン創業者フォローアップ補助金交付・不交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第8条 前条第2項の規定による交付決定通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知書に係る事業（以下「補助事業」という。）の計画等の変更又は廃止をしようとする場合は、タジコン創業者フォローアップ補助金補助事業変更・廃止承認申請書（別記様式第3号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該交付決定者にタジコン創業者フォローアップ補助金補助事業変更・廃止承認書（別記様式第4号）により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日を経過した日又は完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、タジコン創業者フォローアップ補助金補助事業実績報告書（別記様式第5号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、交付決定者にタジコン創業者フォローアップ補助金額確定通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、タジコン創業者フォローアップ補助金請求書（別記様式第7号）により市長に対し補助金の支払を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全

部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に支払った補助金があるときは、当該補助金を返還させるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により交付決定を受けたとき。
  - (2) 交付決定の内容、これに付した条件又は法令等に違反したとき。
  - (3) その他市長がこの要綱の趣旨に照らして不相当と認める事由が生じたとき。
- (事業の継続)

第13条 補助事業者は、市内で事業を継続して営むことに努めるものとする。

- 2 前項のため、補助事業者は、タジコンサポート隊への相談・協議に努めるものとする。
- (その他必要な事項)

第14条 補助金の交付に関しこの要綱に定めのない事項については、多治見市補助金等交付要綱（平成8年告示第29号）の定めるところによる。